

職員が仕事と子育てを両立しながら安心して働き続けることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境を整備するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日～ 令和11年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、安心して職場復帰できる環境を整備する。
育児休業取得率100%を目指す。

<対策>

- 令和8年9月～ 妊娠・出産の申出があった職員に対し、育児休業、出生時育児休業、育児短時間勤務、子の看護等休暇等の利用可能な制度について個別に案内する。
- 令和8年9月～ 育児休業を取得する職員と事前に面談を行い、休業期間や復職後の働き方について本人の希望を確認する。
- 令和8年10月～ 育児休業を取得する職員が安心して休業できるよう、業務の引き継ぎや職員間の協力体制を整備する。
- 復職前及び復職後に面談の機会を設け、勤務時間や家庭の状況等を確認しながら、短時間勤務等の制度も活用し、円滑な職場復帰を支援する。

目標2：職員一人ひとりの事情に配慮した柔軟な働き方を推進する。
子育てや家庭生活と仕事を両立できるよう、職員の希望を可能な限り反映したシフト作成や、休暇・勤務時間の柔軟な調整ができる職場環境を整備する。

<対策>

- 令和8年9月～ シフト作成前に職員から希望する休日や勤務時間等を確認し、保育体制を確保した上で、可能な限り希望を反映したシフト作成を行う。
- 令和8年9月～ 子どもの学校・園行事、通院、健診、家庭の事情等に対応できるよう、各種休暇制度について周知し、利用しやすい環境を整える。
- 令和8年9月～ 子どもの通院、学校行事その他やむを得ない事情等に応じて、業務に支障のない範囲で、中抜け、勤務時間の変更等の柔軟な時間調整ができる体制を整える。
- 令和8年10月～ 職員の希望や家庭状況等について必要に応じて面談等で確認し、仕事と家庭を両立しながら継続して働ける勤務体制づくりを進める。

目標３：年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整備する。

職員が心身ともに健康に働き続けることができるよう、年次有給休暇取得率 90%以上を目指す。

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 職員ごとの年次有給休暇の取得状況を定期的に把握する。
- 令和 8 年 10 月～ 年次有給休暇の取得が少ない職員について、取得状況や業務上の課題等を確認し、取得を促進する。
- 令和 8 年 10 月～ 職員同士が相互に業務を補完できる体制を整え、休暇取得によって特定の職員へ過度な負担が生じないよう業務分担を見直す。
- 令和 9 年 4 月～ 年次有給休暇取得率を定期的に確認し、目標達成状況を検証するとともに、必要に応じて勤務体制や業務分担を改善する。
- 計画期間を通じて、管理者から積極的に年次有給休暇の取得を促し、職員が気兼ねなく休暇を申し出ることのできる職場風土づくりを進める。

目標４：業務改善及び業務負担の軽減を図り、時間外労働を削減する

業務の効率化及び職員の負担軽減を進め、職員 1 人あたりの月平均時間外労働時間を 10 時間以内とする。

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 保育記録、書類作成、会議、行事準備等の業務内容や実施方法を見直し、業務の効率化を図る。
- 令和 8 年 9 月～ ICT を積極的に活用し、保育記録、保護者への連絡、職員間の情報共有等の効率化を進める。
- 令和 8 年 10 月～ 職員間の業務分担を定期的に確認し、特定の職員に業務が集中しない体制づくりを進める。
- 計画期間を通じて、業務内容や時間外労働の状況を定期的に検証し、必要に応じて業務の簡素化、ICT の活用方法、人員配置等を見直す。

3. 行動計画の周知・公表

本行動計画について職員への周知を行うとともに、ホームページ等を通じて一般に公表する。

また、計画期間中は各目標の達成状況及び取組状況を定期的に確認し、必要に応じて取組内容の見直し及び改善を行う。

策定日：令和 8 年 8 月 6 日